

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 5 月 29 日 (金) 第 110 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 計量器の定期検査の実施 (2件) (商工政策課取扱い) 1
- 土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (農地整備課取扱い) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 3
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (県立大島病院取扱い) 5
- 選挙管理委員会告示
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正 (選挙管理委員会取扱い) 5
- 公安委員会公告
- 警備員等検定合格者審査実施公告 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第549号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25354	令和 2 年 5 月 20 日	雑 誌	mini SUGAR 5月号 18425-05	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25355			恋愛白書パステル 6月号 19625-06	宙出版		
25356			絶対恋愛Sweet 5月号 15557-05	笠倉出版社		
25357			EXMAX 6月号 02299-6	楽楽出版		

鹿児島県告示第550号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		

令和 2 年 7 月 1 日	10 : 00 ~ 14 : 30	南さつま市	金峰文化センター
令和 2 年 7 月 2 日	10 : 30 ~ 14 : 30	南さつま市	歴史資料センター輝津館
令和 2 年 7 月 3 日	10 : 00 ~ 12 : 00	南さつま市	南さつま市役所笠沙支所
令和 2 年 7 月 3 日	13 : 30 ~ 14 : 30	南さつま市	笠沙地区総合センターよ いどこい
令和 2 年 7 月 6 日	10 : 30 ~ 14 : 00	南さつま市	大浦地区公民館
令和 2 年 7 月 7 日	10 : 30 ~ 15 : 00	南さつま市	小松原公民館
令和 2 年 7 月 8 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南さつま市	総合保健福祉センターふ れあいかせだ
令和 2 年 7 月 9 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南さつま市	総合保健福祉センターふ れあいかせだ
令和 2 年 7 月 10 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南さつま市	総合保健福祉センターふ れあいかせだ
令和 2 年 7 月 13 日	13 : 00 ~ 16 : 00	錦江町	錦江町役場田代支所
令和 2 年 7 月 14 日	9 : 00 ~ 14 : 00	錦江町	錦江町役場
令和 2 年 7 月 15 日	13 : 30 ~ 14 : 30	南大隅町	大泊公民館
令和 2 年 7 月 15 日	15 : 15 ~ 15 : 30	南大隅町	旧郡小学校
令和 2 年 7 月 15 日	16 : 30 ~ 16 : 45	南大隅町	旧辺塚小学校
令和 2 年 7 月 16 日	9 : 00 ~ 12 : 00	南大隅町	南大隅町役場佐多支所
令和 2 年 7 月 16 日	15 : 00 ~ 16 : 00	南大隅町	横ビュー高原ふれあい館
令和 2 年 7 月 17 日	9 : 00 ~ 14 : 00	南大隅町	鹿児島きもつき農協根占 支所
令和 2 年 7 月 27 日	11 : 00 ~ 16 : 30	肝付町	肝付町文化センター
令和 2 年 7 月 28 日	9 : 00 ~ 10 : 00	肝付町	肝付町役場岸良出張所
令和 2 年 7 月 28 日	11 : 00 ~ 14 : 00	肝付町	肝付町内之浦銀河アリー ナ
令和 2 年 7 月 29 日	13 : 00 ~ 16 : 00	東串良町	東串良町農村環境改善セ ンター
令和 2 年 7 月 30 日	9 : 00 ~ 12 : 00	東串良町	東串良町総合センター
令和 2 年 7 月 30 日	14 : 30 ~ 15 : 30	大崎町	野方農村環境改善センタ ー
令和 2 年 7 月 31 日	9 : 00 ~ 12 : 00	大崎町	大崎町中央公民館
令和 2 年 8 月 20 日	10 : 30 ~ 15 : 00	枕崎市	別府地区公民館
令和 2 年 8 月 21 日	10 : 30 ~ 15 : 00	枕崎市	桜山地区公民館
令和 2 年 8 月 24 日	10 : 30 ~ 15 : 00	枕崎市	立神地区公民館
令和 2 年 8 月 25 日	10 : 30 ~ 15 : 00	枕崎市	枕崎市市民会館
令和 2 年 8 月 26 日	10 : 30 ~ 15 : 00	枕崎市	枕崎市市民会館
令和 2 年 8 月 27 日	10 : 30 ~ 15 : 00	枕崎市	枕崎市市民会館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり, 分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により, 特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は, 令和2年7月1日から令和3年2月26日までとする。

鹿児島県告示第551号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により, 特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和 2 年 7 月 6 日	10 : 30 ~ 11 : 30	徳之島町	山公民館
令和 2 年 7 月 6 日	13 : 30 ~ 15 : 30	徳之島町	大当生活館
令和 2 年 7 月 7 日	9 : 30 ~ 11 : 00	徳之島町	井之川公民館
令和 2 年 7 月 7 日	13 : 00 ~ 16 : 00	徳之島町	南区会館
令和 2 年 7 月 8 日	9 : 30 ~ 14 : 00	徳之島町	南区会館
令和 2 年 7 月 13 日	11 : 00 ~ 16 : 00	天城町	天城町防災センター
令和 2 年 7 月 14 日	9 : 30 ~ 15 : 30	天城町	天城町防災センター
令和 2 年 7 月 15 日	9 : 30 ~ 16 : 00	伊仙町	伊仙町中央公民館
令和 2 年 7 月 16 日	10 : 00 ~ 12 : 00	伊仙町	伊仙町西公民館
令和 2 年 8 月 3 日	15 : 00 ~ 16 : 30	与論町	与論町多目的屋内運動場
令和 2 年 8 月 4 日	9 : 30 ~ 16 : 00	与論町	与論町多目的屋内運動場
令和 2 年 8 月 5 日	9 : 30 ~ 11 : 00	与論町	与論町多目的屋内運動場
令和 2 年 8 月 24 日	13 : 00 ~ 16 : 00	和泊町	やすらぎ館
令和 2 年 8 月 25 日	9 : 30 ~ 16 : 00	和泊町	やすらぎ館
令和 2 年 8 月 26 日	9 : 30 ~ 11 : 30	和泊町	やすらぎ館
令和 2 年 8 月 26 日	14 : 00 ~ 16 : 00	知名町	田皆コミュニティセンター
令和 2 年 8 月 27 日	9 : 30 ~ 16 : 00	知名町	知名町民体育館
令和 2 年 8 月 28 日	9 : 30 ~ 11 : 00	知名町	下平川生活館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

3 その他

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、令和 2 年 7 月 6 日から令和 3 年 2 月 26 日までとする。

鹿 児 島 県 告 示 第 552 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、令和 2 年 5 月 13 日付けで十三塚原土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 553 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、令和 2 年 5 月 15 日付けで曾於東部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 554 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿 児 島 県 土 木 部 砂 防 課 及 び 鹿 児 島 地 域 振 興 局 建 設 部 建 設 総 務 課 に 備 え 置 い て 縦 覧 に 供 す る。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

区 域 の 名 称	区	域
古 里 地 区	次に掲げる標柱の 1 号から 5 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 5 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号	標柱の所在地 鹿児島市古里町378番 鹿児島市古里町379番 鹿児島市古里町439番 鹿児島市古里町435番 鹿児島市古里町375番
笹 貫 4 地 区	次に掲げる標柱の 8 号と 9 号を直線で結んだ線、同標柱の 8 号と 15 号を直線で結んだ線、同標柱の 15 号から 19 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 9 号と 19 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 8 号 9 号 15 号 16 号 17 号 18 号 19 号	標柱の所在地 平成20年12月26日鹿児島県告示第1729号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち笹貫4地区の区域（以下この項目において「既指定区域」という。）の標柱の 8 号 既指定区域の標柱の 9 号 鹿児島市小原町2005番 3 鹿児島市小原町1972番25 鹿児島市小原町2005番 鹿児島市小原町4176番 3 鹿児島市小原町4167番69
一 丁 田 2 - 1 地 区	次に掲げる標柱の 1 号から 5 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 5 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号	標柱の所在地 鹿児島市山田町字横手2325番 1 鹿児島市山田町字横手2323番 4 鹿児島市山田町字横手2322番 鹿児島市山田町字横手2325番

鹿 児 島 県 告 示 第 555 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備えて置いて縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域 の 名 称	区	域
弥 勒 地 区	次に掲げる標柱の 4 号と 5 号を直線で結んだ線、同標柱の 4 号と 10 号を直線で結んだ線、同標柱の 10 号から 18 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 18 号と 5 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 4 号	標柱の所在地 平成 4 年 1 月 22 日鹿児島県告示第150号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち弥勒地区の

		区域（以下この項において「既指定区域」という。）の標柱の 4 号
5 号		既指定区域の標柱の 5 号
10号		始良市加治木町木田字弥勒2391番
11号		始良市加治木町木田字弥勒2399番 2
12号		始良市加治木町木田字弥勒2432番
13号	14号	始良市加治木町木田字弥勒2421番
15号		始良市加治木町木田字弥勒2400番
16号		始良市加治木町木田字弥勒2392番 1
17号		始良市加治木町木田字弥勒2389番
18号		始良市加治木町木田字弥勒2388番

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
指宿市湯の浜二丁目1849番の一部，1849番1の一部及び1854番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
ダイワロイヤル株式会社
代表取締役 原田健

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 2 年 5 月 29 日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
航空運送サービス（奄美ドクターヘリ運航業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 3 月 25 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
鹿児島国際航空株式会社
鹿児島市山下町9番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
233,784,100円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により，個人演説会，政党演説会

及び政党等演説会を開催できる施設として霧島市選挙管理委員会から施設の指定の変更の報告があったので、平成31年3月29日鹿児島県選挙管理委員会告示第23号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

「

表中	霧島市横川健康温泉センター	霧島市横川町中ノ254番地 1	150	を
	霧島市牧園老人福祉センター	霧島市牧園町宿窪田791番地 1	150	

」

「

霧島市横川健康温泉センター	霧島市横川町中ノ254番地 1	150	に改める。
---------------	-----------------	-----	-------

」

公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和 2 年 5 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

1 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

という。)に係る旧 1 級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれも満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上である者
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上である者

3 検定合格者審査の実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和 2 年 7 月 2 日（木）午前 9 時から午後 1 時までとする（午前 8 時 30 分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部 1 階正面玄関ロビーに集合すること。）。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

4 検定合格者審査の方法

(1) 1 級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10 問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施

(2) 2 級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10 問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

- (3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 提出書類

- (1) 検定規則において規定する審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。） 1 通

- (2) 住所地を疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第 8 条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。） 1 通
- (3) 営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。） 1 通
- (4) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 葉
- (5) 旧検定合格証の写し 1 通
- (6) 審査手数料 4,700 円（4,700 円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）

なお、審査申請書を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

6 申請先

申請先については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員
住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員
住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 県外に居住し、県内の営業所に属する警備員
営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (4) 県外に居住し、県外の営業所に属する警備員で、鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けているもの
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

7 申請方法

受審者本人が 6 の申請先に直接持参により、令和 2 年 6 月 8 日（月）から同月 12 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに行うこと。

なお、受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。

8 合格者の発表及び成績証明書の交付

- (1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。
- (2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。

9 その他

受審希望者は、1 の(1)から(4)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

10 審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線 3032・3036）